

町会費徴収基準

青葉台7丁目町会

1. 二世帯同居の場合（表札が2枚の場合）
 - 1) 親子の場合。
 - 2) 親戚の場合。
 - 3) 他人の場合。
表札が1枚の家もあり、いろいろな状況が考えられるが、家庭の中に立ち入ることとはプライバシーの問題もあり、1戸建ての場合は1戸分とする。
2. 子供のみ在所帯の場合。
就職していれば、徴収する。
3. 店舗のみで居住は他所にある場合。
徴収する。
4. 営業中の店舗と居住が別々で、両方とも7丁目にある場合。
2戸分徴収する。
5. 建て替えのため、一時的に他所へ転出入の場合。
 - 1) 青葉台町内への転出入の場合。
 - (1) 1～6丁目、8丁目及びダイアパレスとの転出入の場合。
協議会の統一基準とし、転出先で徴収する。
 - 2) 青葉台町会以外との転出入の場合。
本規約により準会員として取り扱う。
6. 長期間留守所帯の場合
 - 1) 幹事を介し申請があり、役員会で承認した場合、留守（不在）期間中の町会費は免除する。
 - 2) 申請がない場合、及び役員会で承認しなかった場合、規定通りの町会費を徴収する。

以 上

付 則 改定：この基準は平成19年4月1日から適用する。

6. 長期間留守所帯の場合を追加する。